

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年6月30日（平成27年（独個）諮問第18号）

答申日：平成28年7月25日（平成28年度（独個）答申第6号）

事件名：本人に係る「申立の概要」等の一部訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、その一部を訂正し、その余の部分を不訂正とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、日本年金機構（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成26年4月21日付け年機構発第31号により行った一部訂正決定（以下「原処分」という。）について、不服があるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）の文書、訂正をしないこととした理由に不服があります。

ア 「表現」が適当でないとして訂正してほしいという請求は、私はしていない。1回目の申立、今回の申立において、手帳を破棄している。領収書を破棄している。現在、所持している手帳は「愛知県」と印刷してあると申出ている。（2冊とも）この事は事実です。愛知県は最後に働いた事業所です。私は、「事実」を主張しているのであって「表現」を主張しているではありません。申立に係る日本年金機構意見と年金確認第三者委員会の判断の理由は、ほぼ同じになるようになっている。「国民年金の申立の回答も同じ」であるから、日本年金機構の都合の良い書き方は止めて、削除等の訂正をして下さい。

イ 追加訂正してほしいと、私は書いていない。日本年金機構の単純ミスなのか？それとも他に何かの理由があるのか「事実」を知りたい。

ウ 「特定個人 a」に訂正してほしいとは、私は書いてない。これも日本年金機構の単純ミスなのか？それとも他に理由があるのか？事実に基づいて、説明を求める。私の公共職業安定所における氏名は、カタカナの「特定個人 b」のスペースなしで管理されている。私の資格画面も氏名欄はカタカナである。「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」を添付します。私の生年月日が誤っており、正しくは特定年月日です。日本年金機構の訂正の理由が本当に事実で、単純ミスであれば、これらの事を我々はどのように受けとめたら良いでしょうか。

- ・ 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）となっているが、訂正しないものも含まれているので、この書き方は誤りではありませんか？

この通知の中に訂正請求者の趣旨及び理由を載せて下さい。でないと、申立人の不利な文書になっております。

- ・ 訂正請求書及び異議申立書を提出するところが何故、同じ日本年金機構になりますか？上級行政庁は存在しないのですか？

（2）意見書

審査請求人から、平成27年7月28日に意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

（1）訂正請求（平成26年3月20日）

総務省鹿児島行政評価事務所になされた訂正請求のうち、次の3点について平成26年4月7日付で日本年金機構に移送された。

ア No. 1本件に係る事務センター意見の中で「主張に一貫性がなく」と書いています。1回目の申立、今回の申立において手帳を破棄している。領収書を破棄している。現在所持している手帳は「愛知県」と印刷してあると申出ている。（2冊とも）

人格を疎外された。

イ No. 34申立の概要（2-2）国年、特定年月 a～特定年月 bまでを申立と書いている。これも事実違います。

ウ No. 81特定個人 aのフリガナが何故「特定個人 b」か？誤りでない場合はその理由を。

（2）原処分（平成26年4月21日）

以下により、訂正する・訂正しない旨の決定をする。

ア 上記（1）アについて

表現が適当でないとして訂正してほしいという請求について、訂正

請求の対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解されており、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないため、訂正しないこととしました。

イ 上記(1)イについて

平成19年12月4日付および平成22年4月26日付「年金記録に係る確認申立書」により、特定年月c特定年月dの申立てが確認できるため、「国民年金の特定年月a特定年月bまで申立て」を「国民年金の特定年月a特定年月b，特定年月c特定年月dまでを申立て」に訂正しました。

ウ 上記(1)ウについて

フリガナが「特定個人a」であることは明らかであり、適当ではないため「特定個人b」を「特定個人a」に訂正しました。

(3) 異議申立て(平成26年6月23日)

「保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)の文書，訂正をしないこととした理由に不服があります。」として次のように異議申立てが行われる。

ア 「表現」が適当でないとして訂正してほしいという請求は、私はしていない。1回目の申立，今回の申立において、手帳を破棄している。領収書を破棄している。現在，所持している手帳は「愛知県」と印刷してあると申出ている。(2冊とも)この事は事実です。愛知県は最後に働いた事業所です。私は、「事実」を主張しているのであって「表現」を主張しているではありません。申立に係る日本年金機構意見と年金確認第三者委員会の判断の理由は、ほぼ同じになるようになっている。「国民年金の申立の回答も同じ」であるから、日本年金機構の都合の良い書き方は止めて、削除等の訂正をして下さい。

イ 追加訂正してほしいと、私は書いていない。日本年金機構の単純ミスなのか？それとも他に何かの理由があるのか「事実」を知りたい。

ウ 「特定個人a」に訂正してほしいとは、私は書いてない。これも日本年金機構の単純ミスなのか？それとも他に理由があるのか？事実に基づいて、説明を求める。私の公共職業安定所における氏名は、カタカナの「特定個人b」のスペースなしで管理されている。私の資格画面も氏名欄はカタカナである。「国民年金保険料納付記録の照会について(回答)」を添付します。私の生年月日が誤っており、正しくは特定年月日です。日本年金機構の訂正の理由が本当に事実で、単純ミスであれば、これらの事を我々はどのように受けとめたら良いのでしょうか。

・ 保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)となっている

が、訂正しないものも含まれているので、この書き方は誤りではありませんか？

この通知の中に訂正請求者の趣旨及び理由を載せて下さい。でないと、申立人の不利な文書になっております。

- ・ 訂正請求書及び異議申立書を提出するところが何故、同じ日本年金機構になりますか？上級行政庁は存在しないのですか？

2 諮問庁の見解

本件異議申立ての趣旨及び理由について、訂正決定通知の文言と訂正理由に不服があるとして、異議申立てが行われている。この場合、原処分そのものではなく、不服申立ての利益なしとして却下処分を行うところであるが、行政不服審査法21条の規程により、平成26年12月10日付で補正を依頼した。補正の内容としては、異議申立ての趣旨をあらためて確認するとともに、相違している場合はその旨記載して欲しいというものであった。それに対し、補正には応じない、異議申立てに書かれてあることが全てであるとして、異議申立人より電話連絡があった。過去に、内閣府の担当者より、異議申立人が納得していないのであれば諮問をした方がよい旨の助言をいただいたこともあったため諮問することとした。

決定通知書の書き方について誤りではないかという質問があるが、法30条1項において、訂正をする旨の決定には、一部を訂正する場合も含まれると解されていることから、決定通知の文言については誤りではない。さらに、「訂正請求者の趣旨及び理由を載せて下さい」とあるが、訂正請求に対する措置としては、訂正決定または訂正しない決定を通知すること、訂正しない部分については、理由の提示及び不服申立ての教示を義務付けること以上の法的義務は生じない。

日本年金機構は厚生労働大臣から委任・委託を受け業務を行う非公務員型の特殊法人であることから、上級行政庁は存在しない。

異議申立書の中で一様に「訂正してほしいと、私は書いていない」とあるが、当初訂正請求書に記載された内容からすると、上記1(1)アについては、「人格が疎外された」ということから表現を訂正して欲しいものと判断している。上記1(1)イについては、申立期間のことが記載されているため、申立人が過去に提出した「年金記録にかかる確認申立書」を確認すると、申立期間が相違していたことから、申立期間の訂正をして欲しいものと判断している。上記1(1)ウについては、名前のフリガナについて記載されていたことから、フリガナを訂正して欲しいものと判断している。

以上のことから、本件については、諮問庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ①平成27年6月30日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年7月28日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④平成28年3月22日 | 異議申立人から資料を收受 |
| ⑤同年6月23日 | 審議 |
| ⑥同年7月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求及び原処分について

(1) 本件訂正請求は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）27条1項1号に規定する開示決定に基づき、鹿児島行政評価事務所長が異議申立人に開示した別紙に掲げる6文書について、それらの文書に記録された保有個人情報の内容が事実でないとして、その訂正を求めるものである。

そのうち、文書1ないし文書3に記録された保有個人情報の訂正請求について、行政機関個人情報保護法34条1項の規定により、鹿児島行政評価事務所長から日本年金機構に事案が移送されている。

(2) 原処分

処分庁は、文書2に「特定年月c特定年月d」を追記（訂正）し、文書3の異議申立人の氏名のフリガナを訂正したが、文書1に記録されている文言については、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないとして、訂正しないとする原処分を行った。

異議申立人は、原処分について、訂正をしないこととした理由等に不服があるとしているが、諮問庁は、原処分を妥当としている。異議申立人は、文書1に記録された保有個人情報について訂正しないこと並びに文書2及び文書3に記録された保有個人情報を訂正した内容に対して不服を申し立てていると解されることから、以下、本件訂正請求がされた部分の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた処分庁が当該保有

個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報のうち、訂正請求の対象とされている部分は、行政機関個人情報保護法34条2項に基づき、法2条3項に規定する自己を本人とする保有個人情報であり、法27条に規定する日本年金機構が保有する保有個人情報に対する訂正請求とみなされたものであり、本件対象保有個人情報は、法27条の訂正請求の対象となるものと認められる。

3 訂正の要否について

(1) 文書1について

当審査会において、諮問庁から文書1の提示を受けて確認したところ、当該文書は、日本年金機構鹿児島事務センター長から鹿児島行政評価事務所長へ送付された「年金記録に係る確認申立書（厚生年金）の送付について」という標題の文書であり、当該訂正請求部分には、当該年金記録に係る確認申立てを行った異議申立人に対する日本年金機構鹿児島事務センターの意見が記載されているものと認められ、この記載内容は、「評価・判断」に係るものであって、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものとは認められない。

したがって、当該訂正請求は、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(2) 文書2及び文書3について

ア 文書2及び文書3に記録された保有個人情報を訂正したことについて、諮問庁は、理由説明書において、以下のとおり説明する。

(ア) 平成19年12月4日付および平成22年4月26日付「年金記録に係る確認申立書」により、特定年月c特定年月dの申立てが確認できるため、「国民年金の特定年月a特定年月bまで申立て」を「国民年金の特定年月a特定年月b、特定年月c特定年月dまでを申立て」に訂正した。

(イ) フリガナが「特定個人a」であることは明らかであり、適当ではないため文書3の「特定個人b」を「特定個人a」に訂正した。

イ これに対し、異議申立人は、訂正請求書及び異議申立書において、「これも事実違います。」、「他に何かの理由があるのか「事実」を知りたい。」などと主張するが、どのような根拠に基づき事実と

違ふと判断し、どのように訂正すべきと考えているのかについて主張していない。

ウ したがって、処分庁が訂正することとした上記の理由の外に、本件対象保有個人情報を訂正する理由があるとは認められないので、法 29 条に基づき訂正することとした決定は妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その一部を訂正し、その余の部分を不訂正とした決定について、別紙に掲げる文書 2 及び文書 3 に記録された保有個人情報について訂正したことは妥当であり、別紙に掲げる文書 1 に記録された保有個人情報について不訂正としたことは、当該保有個人情報は、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 文書 1 年金記録に係る確認申立書（厚生年金）の送付について
- 文書 2 申立の概要（2－2）
- 文書 3 申立人の雇用保険記録に関する日本年金機構鹿児島事務センターからの追加資料
- 文書 4 年金記録の確認に関する補足確認・照会等の結果
- 文書 5 個票
- 文書 6 年金記録に係る確認申立てについて（通知）